

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 平成26年10月17日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 西川委員 間野委員 坂本委員 長島委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 26 年 10 月 17 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項  
平成 25 年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について  
子どもたちのネット利用に係る実態調査の結果について  
平成 26 年度横浜市立高校第三者評価結果について  
平成 26 年度実施 教員採用候補者選考試験最終結果発表について
- 3 審議案件  
教委第 48 号議案 平成 26 年度横浜市指定文化財の指定について  
教委第 49 号議案 「第 2 期横浜市教育振興基本計画」に関する意見の申出について  
教委第 50 号議案 横浜市三殿台考古館条例等の一部改正に関する意見の申出について  
教委第 51 号議案 横浜市立図書館の指定管理者の指定に関する意見の申出について  
教委第 52 号議案 教職員の人事について  
教委第 53 号議案 職員の人事について  
教委第 54 号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。  
初めに、会議録の承認を行います。9月19日の会議録の署名者は、坂本委員と私です。  
会議録につきましては既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。  
なお、前回10月3日の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。  
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

**【教育長一般報告】**

1 市会関係

○10/14 決算第一特別委員会（採決）

御報告いたします。

市会関係です。10月14日に、決算第一特別委員会が開催され、決算が採決されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○10/11 横浜市中学校駅伝大会（横浜八景島・海の公園）

○10/15 第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会

○10/15・16 第64回横浜市立小学校体育大会（日産スタジアム）

次に、主な会議等ですけれども、10月11日、横浜市中学校駅伝大会を横浜八景島・海の公園で実施いたしました。金沢中学校は、男女とも3年連続の優勝となりました。今回、私は初めて女子のスターターをさせていただきました、100人の子供たちとスタートの感激を味わわせていただきました。

10月15日、第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。いじめ問題等に関する各機関・団体の取組についての情報交換を行うとともに、いじめ防止啓発月間における取組と、もう一点、子供のネット利用の実態と効果的な取組についての協議・議論を実施し、情報交換を行いました。

10月15日と16日は、第64回横浜市立小学校体育大会を日産スタジアムで開催いたしました。初日の15日は、天気予報では午後から雨という予想に反して早く雨が降り始めました。9時半からの競技開始の時には大丈夫だったのですけれども、11時からの式典の時には大雨になりまして、雨の中の式典となりました。

そのような中でも、子供たちは競技・演技、式典も続けまして、頑張っている

様子を拝見いたしました。教師たちもずぶ濡れになりながらも、最後まで終わりましたけれども、反省点もありました。雨の時の子供の備え、それからどういう時にどういう対応をしたら良いのか、ここで危機管理を勉強する良い機会だったと思っていまして、子供たちにしっかり学ばせていきたいと改めて感じました。

16日は、打って変わって天候に恵まれて、無事に大会を終了いたしました。

## (2) 報告事項

- 平成25年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について
- 子どもたちのネット利用に係る実態調査の結果について
- 平成26年度横浜市立高校第三者評価結果について
- 平成26年度実施 教員採用候補者選考試験最終結果発表について

次に、報告事項ですけれども、平成25年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果がまとまりましたので、所管課から別途御報告をさせていただきます。

それから、神奈川県、横浜市・川崎市・相模原市の4 区市共同で実施しました子どもたちのネット利用に係る実態調査の結果につきまして、別途所管課から御説明をいたします。

3 点目は、平成26年度横浜市立高校第三者評価結果がまとまりましたので、所管課から説明をいたします。

4 点目です。平成26年度に実施いたしました教員採用候補者選考試験の最終結果発表につきまして、別途所管課から御説明をさせていただきます。

以上です。

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、御質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。

では、私から一言。日産スタジアムの芝生について、例えば養生している時などに全然中に入れない部分があったのですけれども、少しは入れるようになりましたか。

岡田教育長 昨年からですけれども、式典の時に、全校の代表がスポーツ旗を持って芝生の向こう側から入ってきて、メインスタジアムに向かって行進しました。

今田委員長 その間は素足ではなく、靴を履いていたのですか。

岡田教育長 靴を履いて行進しました。

今田委員長 芝生の感触は味わえたのですか。

岡田教育長 はい。先日シンガポールで開催していました国際試合を見た後でしたので、実にきれいな芝生の上を子供たちは元気に行進していました。1 日目はその後、雨が降ってきましたのでシートを上を掛けてしまいましたけれども、2 日目はもうずっとそのままでしたので、なかなか良い光景でした。

今田委員長 ようございました。あれも当時調整して下さった清水課長がかなり一生懸命頑張ってスタジアムとかけあってくれたのでしょう。やはり頑張るとできる

のですね。ありがとうございました。

それでは、別途所管課から説明とありました平成25年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について、説明をお願いします。

斉藤健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長の斉藤でございます。

それでは、お手元の資料の平成25年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について、人権教育・児童生徒課長より説明させていただきます。

山川人権教育・児童生徒課長

山川でございます。それでは、よろしく願いいたします。

この調査は、文部科学省が昭和57年度から継続して行っているものでございますが、その平成25年度分ということで横浜市の状況を御報告させていただきたいと思っております。

まず、「暴力行為」につきましては、4,138件、対前年度比で913件の増という状況でございます。小学校で大幅に増加をしており、対前年度比で724件の増、59.4%増という状況でございます。中学校でも増加をしておりまして、対前年度比で189件の増となっております。

続きまして、「いじめ」についてでございますが、3,233件認知をしております。対前年度比ですと212件減少はしておりますが、依然3,000件を超える状況ということで高い水準になっていると考えております。小中学校ともに認知件数は減少しております。それから、小中学校で解消率が上昇しております。対前年度比で2.4ポイント増ということで、24年度94.2%の解消率から、25年度は96.6%の解消率と、上昇をしております。

続きまして、「不登校」でございます。3,411人で、対前年度比で86人の増加となっております。小学校で増加をしておりまして、対前年度比で107人の増となっております。中学校では5年連続減少となっております、21人減少をしております。

「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」についての捉えでございますが、まず1 「暴力行為」の発生状況につきまして、小学校においては児童支援専任教諭の配置等により、暴力行為やいじめの発見・把握、対応、再発防止等に一定の効果을上げておりますが、対教師暴力は前年度比で2.7倍と大幅に増加をいたしました。

中学校での器物損壊の発生件数も、前年度に比べて212件、45.6%増加をしております。

小中学校ともに暴力行為が多発する学校では、特定の児童生徒が暴力を繰り返す傾向が顕著であり、繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数、つまり1人が5件以上を繰り返している数が増加をしている状況になっております。

1 ページおめくりいただきますと、暴力行為につきまして詳しい状況が出ておりますが、その中で何点か御説明をさせていただきます。

まず、1 横浜市の暴力行為の発生状況の黒い四角の2番目、小学校の暴力行為は、発生件数で前年度比59.4%の増であると御説明させていただきましたが、2番目の中黒のところを御覧ください。小学校での対教師暴力についての認識が進んだことだけでなく、特定の児童に対する対応で、学校と家庭や関係機関等の連携が進まずに暴力行為が繰り返されたことが要因の一つと考えられます。

また、その下、中学校での暴力行為発生件数について、1番目のところを御覧ください。後半の器物損壊の部分で、弁済システムの活用は増加をしておりますが、軽微な行為が増えたことも、増加の原因の一つと思われれます。

一番下のところでございますが、暴力行為の傾向として、① 感情がコントロール

ールできず、なかなか相手の気持ちが理解できないなど表現力・コミュニケーション能力の未熟さがうかがえるところが一つ課題であると考えております。

② ささいなことから、自分をコントロールができない状況の中で、攻撃的・暴力的に発展する例が見られる傾向があります。

最後に、③ 特定の児童生徒が暴力を繰り返す学校で、暴力行為が多発する傾向が見られます。その中では、学校が家庭や関係機関等との連携が、なかなか進まなかった例も見られるところが一つポイントであると考えております。

今後、児童支援専任教諭の全校配置を中心に、早期発見、そして早期に関係機関・保護者との連携をどう進めていくか、また、再発防止に向けてどのように取り組んでいくかということが重要だと思います。同時に、やはりこれだけ多くの暴力がある中で、未然防止の取組に是非努めていきたいと考えております。

また最初の表紙に戻っていただきまして、2 いじめの認知状況を御覧ください。いじめの認知件数は、小中学校ともに昨年度よりも減少しましたが、3,000件を超えており、過去5年間の中では高い数値を示しています。多くのいじめを認知して、それに早く対応していくことを目標に考えているところでございます。

2番目、いじめの年度内解消率が96.6%と上昇しました。

3番目、いじめの態様については、大人が気が付きにくい悪口や嫌がらせが、全体の約8割を占めております。

またページをめくっていただきまして、3ページを御覧ください。まずいじめの認知件数のところでございますが、3,000件を超える高い数値を示している一つの要因としまして、最初の四角にありますとおり「横浜子ども会議」等の取組を初めとした、いじめ防止に向けた子供主体の取組を推進したこと。それから、「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施など、子供たち向けのアンケートの実施に伴う先生方の意識が高くなっていること。また、「いじめ防止対策推進法」の施行等に伴う各学校でのいじめ防止基本方針の策定等、いじめ防止対策推進委員会等の委員会を中心とした学校の組織的な対応が進んだことが、この認知の上昇につながっていると考えております。

それから、下の(4)いじめの態様についてでございますが、後段「また」以下のところで「ネット上のいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」については、件数及び構成比が2年連続で増加をしている状況でございます。ゆえに、この問題については、件数・構成比はまだまだ少ないものの、今後考えていかななくてはならない課題であると捉えております。

また表紙に戻っていただきまして、3番目、不登校児童生徒の状況について、3,411人というところでございますが、小学校では不登校児童数は前年度に比べ増加し、全児童数に占める不登校数の割合は0.53%となっております。中学校におきましても、減少はしましたが全生徒数に占める不登校数の割合は2.97%という状況となっております。

不登校については、一番最後の5ページを御覧ください。増加傾向ではございますが、(2)「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」の特に効果があった取組は、小学校、中学校におきましても、登校を促すために学校の担任の先生等から電話をかけたり家庭訪問を行うといった取組が、非常に効果を上げていることと同時に、小学校の3番目、中学校の1番目にいわゆるスクールカウンセラーなど専門家が親身に相談にあたったことが非常に効果を上げているという結果が出ております。

今後も小中一貫型スクールカウンセラー配置も含め、学校とチームの一員となっただけ専門家の役割は非常に大きいと同時に、(3)状況と課題の一番下でございますが、やはり予防的な取組、特に登校支援アプローチプラン等に基づ

いた計画的、組織的な学校の対応が今後も求められていると考えております。  
簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

今田委員長

ありがとうございました。

所管課から説明が終わりました。御質問等がございましたらどうぞ。

なかなか難しい問題ですので、いろいろ大変ですね。でも、良く丁寧にまとまっていて、理解しやすくなっていると思いますので、まずそのことに感謝します。

そして、私の勉強不足かも知れませんが、いじめのところで「解消率」という言葉がありますが、これはずっと昔からあったのですか。

山川 人権教育・児童生徒課長

いじめの解消率というのは以前からありまして、昨年度も御報告をさせていただいております。解消率というのは、その年度の中で起こったいじめに対して、年度中にしっかり解消が図れた、あるいは一定の解消に向けた取組ができたものについて、解消率という形で数字を上げてございます。

西川委員

ちょっとよろしいですか。

本当に分かりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。

いじめの件数が減少と書いてあるのですけれども、潜在的に、分からないところで発生しているのかもしれないという気がしております。暴力的なことよりも少し心配です。この対応については、学校だけではなくて教育委員会と親御さん、それから地域の方にも少し関係していただかないと難しいように思います。

子供たちに意識を持たせるという意味で、私も夏に「横浜子ども会議」に出席させていただきましたけれども、いじめの問題について、小中高の生徒さんたちは学校の代表の生徒さんでしたけれども、子供たちが自分の学校では起こってほしくないという思いで真剣に討議しているのです。多分そういうことを学校にそれぞれ持ち帰って呼びかけていると思うのですが、そこに先生方も一緒になって手を差し伸べていただき、本当に大変なんだという問題を子供たち自身が自覚することがすごく大事だという気がしていますので、すぐに解決することはなかなか難しいと思うのですが、是非「子ども会議」等は続けていただきたいと思っています。

どうしたらいいのか、私もよく分からないのですが、無料アプリ等が良いことだけではないような気がいたしております。是非何か良い対応があったら考えていきたいと思っております。専門家の力を是非使っていただきたいです。

今田委員長

どうぞ。

長島委員

減少する理由の一つに、やはり児童支援専任教諭の配置等があるかと思えます。でも、小中連携することによって、子供たち自身の関わりが増えているということも大きな要因の一つなのではないかということ、長い間学校と関わってきた中で感じています。町を歩いていると、知っている関係ができてきているところもやはり要因の一つであり、中学校区や地域で子供を育てるところも少しずつ取り戻されているようにすごく感じます。そういう点で、小中の専任教諭同士で連携してきちんと子供を送り出す、受け入れる体制をとっているところもすばらしいことですので、是非積極的に進めていただければと思っています。

アプリの方は専門家の力を借りないと本当に難しいところもありますから、積極的によろしくお願いいたします。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

大変貴重な、良い調査結果だと思います。ただ、私はこれで終わってはいけないと思います。去年もそのことを聞きました。私も官庁におりましたけれども、いろいろ調査をして問題を立てて課題を見つけて、この課題を是非改革しよう、するべきであるということが無数にありました。けれども次の年は、また同じ問題・課題が出てくるのです。この10年間で、最後の「今後どうするか」というところの文字を拾ってみると、同じことを書いてあると思います。何も進んでいないのです。だから分析が必要なのです。非常に必要なことで、それ無くしては次がないのです。大事なことは、去年書いたことは、今年は書かなくても済むようになったかどうかということです。

例えば、態様が変わったので去年と違うことが起こって、また上昇してしまったのかどうか。それとも去年だめであったことが依然としてだめなのか、その長期的な趨勢を見ることが重要です。今年のことだけを分析するのではなく、一昨年と去年はどうだったのかということも分析するべきです。昭和57年からやっていますから。趨勢として子供がハッピーになっているのかいないのか、そういう分析がないのはどうでしょうか。これはこれで大変良いのですけれども、安心できないのです。本当にこれで良くなるのだろうかと思ってしまうのです。一番気になるのは「体制を整えると認知件数が増えました」というのが去年で、いじめのところに出ているのでしょうか。今年は暴力のところに出ているのです。

認知件数が増えるというのは、それは悪いことではないのですけれども、認知件数が増えましたと言って、それで良いのでしょうか。体制が充実したら認知件数も増えるけれども、先ほどの解消率も増えないとおかしいわけです。見つけただけというのでは、どうなのでしょう。ですからそういう意味で、今日はこれ以上報告の分析は無理だと思います、けれども、この報告に基づいて、教育委員会で是非具体的に行っていただきたい。具体的に、例えば1ページの一番下に「暴力行為を起こした児童生徒への再発防止に向けた対応の徹底とともに、未然防止の取組の推進が必要だ」と書いてありますけれども、こんなことは誰でも言えるのです。

どうしたら未然防止の推進になるのか、他のところも全部ありますけれども、そういうフォローを教育委員会では、是非行っていただきたい。文部科学省はこれで良いでしょう。けれども、教育委員会としては是非それをお願いしたいので、具体的にどうするかということ、なるべく早い時点で教えていただきたいと思っています。そのやり方が良いかどうかの議論をするのが教育委員会だと思うのです。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

坂本委員のお話につながるのですが、縦断的に行くと、時系列に追っていくというのも大事なのですが、そもそも児童生徒数当たりの発生率というのは高いのか、それとも低いのでしょうか。それは、児童支援専任教諭がいるので認知率が高くなっているのです、確か総体的には横浜の児童生徒は多かったと思います。その辺りでやはり、他都市との比較など、横断的な見方があっても良いのではないかと思います。

その中で、他都市、例えば政令市の中で著しくこの認知率や発生率が低い都市はあるのでしょうか。つまり、その解決策をどこに学ぶかということだと思います。



ます。もしそういう都市があれば、その都市を参考にしたほうが良いし、別に日本国内に限る必要はないと思うのです。世界の中で、いじめや暴力行為が著しく低い学校がもしあるのであれば、なぜそうなのかを参考にしたら良いと思います。そうしない限り、とにかく発見して、モグラたたきに出てきたのをたたきだけなのです。出てこないようにするのが、恐らく究極の目的だと思いますので、もう少しそういう事例を調べて学ぶこともあっても良いと思いました。  
以上です。

今田委員長

ありがとうございました。

間野委員

もし、既に御存じであれば教えていただければと思います。

山川人権教育・児童生徒課長

今、間野委員から御指摘をいただいた部分につきまして、全ての政令市の数字を把握しているわけではありませんが、幾つかの政令市につきまして、今回の問題行動調査の数字について上がっております。ただ、いわゆる学校数の問題があったりしまして、まだまだ細かく分析ができていないわけではあります。幾つかの政令市の中で比べていきますと、全体の暴力の数、あるいはいじめの認知の数は多いほうではないか思います。その細かい分析をもう少ししていけないかと思っております。

西川委員

1ついいですか。

今田委員

どうぞどうぞ。

西川委員

対応策になるのかどうか分からないのですが、私の経験から1つお話しさせていただきます。

暴力事件で、いらいらする、コントロールできないというのが、特に小学校で増えていることが心配なのですが、原因は朝食をきちんととっているのだろうかという点が気になることです。お昼が入ると落ち着くというケースも結構あるのです。ですから、午前中いらいらして先生方に怒りの矛先が向けられることが多々あることは、朝食をきちんととっていないケースがあるように思いますので、合わせて御指導していただけると良いと思います。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

西川委員が良いことを言ってくくださったのですが、いろいろな要因があるのです。それからいろんな解決策があります。資料を見ると、ここも一因であるとか、これも効果があったとか書いてあるのですが、その寄与率が全然分からないのです。例えば、ある事が起こった時、また解決をした時に何が一番役に立ったのかというのが寄与率としてあるのです。でも、何もかもは絶対にできないのです。ですから、本気で解決する時には寄与率の高いものが効果があるものとして、普及していくのです。それが一般に普及すれば、ある程度一歩進むわけです。そうしないと、個別のものを「これは良い」と幾ら褒めても大した件数ではなかったとか、ここしかできなかったということになって困るので。

間野委員や西川委員がおっしゃったように、その大数観察をして何が問題として大きいのか、何が解決策として強力なのか、その辺をつかんでいくことが大事ではないかと思えます。

今田委員長

いろいろ意見がありました。では私も一言。

本当に良くまとまっていて、長い間取組を行ってきた中で、ノウハウも含めてこの調査はうまく整理できていると思います。ですから来年に向けては、今回この調査を報告したらこのように意見がありましたので、これはまだ途中の段階で第一弾であり、次にこの分析を受けてこうやっていきますと、説明する時に先に言うくらいの覚悟でやると良いと思います。

それと、昭和48年から専門家を中学校に配置し、その後小学校と中学校両方に児童支援専任教諭が配置されましたので、両者の連携ができて情報交換したものをどのようにうまく生かしていくかということも、きっとそこに何かヒントがあるのではないかと思います。

また、少し話が違いますが、ある学校へ行った時に、その校長が「うちの学校は、不登校の生徒はいないのです」と随分誇らしげに言っていた記憶があります。ですからやはり、不登校の生徒が1人もいないということは、学校にとって素晴らしいことなのだろうと思います。そういうことも、何か意味といますかすばらしさみたいなものを、それぞれの学校が心がけてもらうことが大事だと思います。それにはやはり、手間暇かけて、一生懸命丁寧にやらないといけないと思いますし、その辺のノウハウもまた小中の連携の中での学び合いをすることによって、この調査がさらに生きてくると思います。これだけ良い調査なのですから、また余計に輝きを加えると、成果が出てくるのではないかと考えています。そのところは第一弾のものであるという理解で、また頑張っていたいただきたいと思います。

では、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

それでは次に、子供たちのネット利用に係る実態調査の結果について、説明をお願いいたします。

山川人権教育・児童生徒課長

それでは引き続き、お手元の資料「子どもたちのネット利用に係る実態調査の結果について」御説明させていただきます。

1 趣旨でございますが、先ほどのお話でも話題になりましたが、昨今、子供たちへのスマートフォンの急速な普及に伴い、インターネットの長時間利用によるネット依存が非常に課題になっていることから、実は昨年10月に開催されました神奈川県、横浜市・川崎市・相模原市の四首長懇談会で、林市長より「子供のネット依存症対策」についての御提案がありました。その提案結果に基づいて、昨年12月から神奈川県、横浜市・川崎市・相模原市の四州市で、子供のネット依存対策について共同での調査研究を進めてまいりました。

その取組の一つとして、県内小・中・高等学校の児童生徒を対象にした、「子どもたちのネット利用に係る実態調査」を四州市共同で7月に実施いたしました。その結果を御報告させていただきたいと思います。なお、この調査結果につきましては、10月10日に開催されました、本年度の四首長懇談会で御報告をさせていただき、同日、記者発表をさせていただいております。

まず、右側の4 参考を御覧ください。

(1) 調査の概要でございます。調査対象は、神奈川県内の小・中・高等学校で実施しております。横浜市・川崎市・相模原市の3政令市につきましては、小学校5年生と6年生の各学年から20学級の抽出をしております。中学校につきましては1年生から3年生まで各学年20学級の抽出、神奈川県につきましては、高等学校1年生から3年生まで各学年28学級の抽出をして、その下の表にありますとおり合計13,251人の児童生徒からアンケートをとった結果でございます。

調査の項目でございますが、そこにありますとおり、利用機器、利用方法、利用時間、困ったときの相談先、あるいは先ほど西川委員からお話のありました生活習慣等を含めて11項目で調査を行ってございます。

2 調査結果について、(1) 結果概要が1から5までありますが、1枚おめくりいただきますと、グラフをつけた資料がありますので、そちらで御説明をさせていただきます。

まず、情報端末の所持状況についてでございます。

ほとんどの子供たち、96.6%の子供たちがインターネットに接続可能な情報端末機器を所持していることが分かりました。下の所持率全体のグラフを御覧ください。全く利用していない子供たちは3.4%で、ゲーム機、スマートフォン、パソコン、携帯電話等、96.6%の子供たちがインターネットに接続可能な状況にあるということが分かりました。特に、今課題となっておりますスマートフォンにつきましては、小・中・高等学校の全体を見ますと、52.5%の子供たちがスマートフォンを所持している状況でございます。小学生は29.1%、中学生は50.8%、そして高校生は90.2%という状況でございます。

続きまして、利用のルールについてでございます。

全体の半数以上が、家庭や友達同士でインターネット利用に関してのルールを決めていたということが分かりました。棒グラフにありますとおり、青、それからオレンジを合わせて50%を超えており、家庭で、あるいは友達同士で50%を超える子供たちがルールを決めているということです。しかし、47.9%の子供たちは依然として、ルールを決めているという状況にはないという結果が出ております。

その右側でございますが、そのルールを決めていない子供たちについて、利用時間との関係性を見ますと、ルールをつくっているグループよりルールをつくっていないグループのほうが、やはり長時間利用する傾向が見られました。3時間を限度にしまして、3時間未満、3時間以上と便宜的に分けさせていただいておりますが、やはりルールを決めていない子供たちのほうが3時間以上利用している者が多いことから、何らかの関係性が見られるのではないかと見てとれるところがございました。

続きまして、裏ページの一番左、生活習慣と利用時間の関係性のところでございます。やはり利用時間が長い子供たちの中に、朝御飯を食べない、あるいは睡眠時間が短い傾向が、今回の調査の中では一つの形として見る事ができました。睡眠時間の長い、短いにつきましても、5時間を限度にして、5時間未満と5時間以上という形をとらせていただきましたが、やはり長時間利用している子供たちにそういった生活習慣の問題点を垣間見ることができ、今回のアンケートで分かったところでございます。

それから次に真ん中の、悩んだ時の相談相手についてでございます。約9割の子供たちは、悩んだ時に相談相手がいると答えておりますが、相談相手がない、あるいは相談する勇気がないと答えた子供たちも約6%ございました。また、一番上の棒グラフの黄緑色のところでございますが、困った時にインターネット等で見知らぬ人に相談するという子供たちが2%おりました。相談相手がない子供たちが6%、そしてネット上で相談するという子供たちも2%ということで、合わせて約1割近い子供たちが相談の面では安心できていない部分があったことについて、やはり軽視できないところではないかと考えております。

最後に、一番右側のフィルタリングの有効性と利用率の関係性についてでございますが、そこにございますとおり、フィルタリングの利用率は58.8%となっております。ところが、その左側の下のグラフのところにありますとおり、子供たち

が通信機器を使っていることについて、90%以上の子供たちがその何らかの怖さを知っているにも関わらず、フィルタリングの利用率は58.8%で、その有効性を認識している子供たちは10%多い68%ということが分かりました。危険性が分かっている、フィルタリングの有効性も分かっているのに、現実的には利用率が58.8%という結果でしたので、この辺は、今後やはり考えていかなくてはならないのではないかと思います。

1枚目に戻っていただきまして、2の(2) ネット依存予防に向けた今後の効果的な取組についてでございます。四縣市共通の取組として、1 親子の良好なコミュニケーションづくりと生活習慣改善への啓発、2 インターネット利用のルールづくりとその啓発、3 インターネットだけに居場所を求めない工夫や子供が相談しやすい環境づくり、4 保護者と子供への継続的な情報リテラシーの啓発、この4つを挙げてございます。

これを受けまして、3 本市の今後の取組についてでございますが、10月15日、第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。この実態調査の結果を踏まえた今後の効果的な取組についての御協議をいただき、横浜市いじめ防止基本方針で定めております12月の「いじめ防止啓発月間」に向けた取組等について御協議をいただきましたが、それを踏まえ、今後気になる子供たちを見守っていくためのネットサポーターの養成やネット問題に関する効果的な広報活動、そして保護者及び児童生徒への継続的な情報リテラシー啓発のための具体的な取組を中心に、是非進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

今田委員長

ありがとうございました。

所管課からの説明が終わりました。御質問等がございましたらどうぞ。

坂本委員

ちょっとよろしいですか。これも先ほどの実態調査と一緒に、大変であることを認識いたしました。こんなに進んでいて、思ったよりも緊急事態が進んでいると思いました。

それで、林市長より、子供のネット依存症対策についての提案があって、そのうちの実態把握がここで十分できていると思うのです。けれども、その後の効果的な取組や国への要望が、具体的にどういうふうに行われるのか、この中のどこかに散りばめられているのか、その辺が私には少し理解ができません。

例えば、1ページの一番最初に(2) ネット依存予防に向けた今後の効果的な取組と書いてありますけれど、少し斜めに構えて言えば、こんなことは調査しなくても常識で考えれば言えることなのです。こういうことを言って事が済むわけではありません。

例えば、私が少し恐ろしいと思ったことは、利用ルールを決めているかということについてです。次ページの右側に、家庭で決めているという結果が出ていますが、家庭で子供と利用ルールを決めても、子供は外と連絡するわけですから、そこで利用ルールを決めても、家庭ごとに決めていることが違えば、子供同士ではうまくいかないと思います。例えば、9時以降はだめという家があって、けれども、8時以降はだめという家もあって、そうすると9時以降はだめという家の子供は、8時以降はだめという家の子供に平気で電話をかけるわけです。

ですから、家庭でルールを決めているということに安心しないで、私はもっと一歩突っ込んで、こういうことこそ学校の中だけではできないと思いますので、地域の例えば学校協議会でも何でも良いと思いますけれども、そういうところで人を拘束するルールを決めないとうまくいかないのではないかと思います。その

ルールづくりが果たしてできないのか、問題があるのか、やったことがあっても失敗したのか、ちょっとその辺がよくわかりません。これだけのことが進んでいるのに、またこのまま1年が過ぎるのではないかという恐怖感があります。

以上です。

山川人権教育・児童生徒課長

少し説明不足となってしまう、申し訳ございませんでした。今、坂本委員から御指摘をいただいたネット依存症の診断基準作成等、国の要望につきましては、今後この調査結果を踏まえた報告も含めて、調査結果に対してこういう取組をしていきますとか、診断基準については非常に難しいところがありますが、基本的に四首長で近いうちに国へ要望書を持って提出に上がることになるかと聞いております。

それから、効果的な取組につきましては、先ほど御報告いたしましたとおり、四州市で今後取り組む形ではなく、この結果を受けてそれぞれのところで取り組みますので、横浜市としても考えていかななくてはいけないと思います。

特にルールづくりにつきましては、昨年度、全保護者にリーフレットを作成して配布させていただきましたが、一番後ろのページに家庭でのルールづくりとありますように、全ての学校で7月頃までの間に懇談会あるいは学校説明会等でこれを配布していただく中で、直接保護者の方に対する啓発に努めているところで、確かに坂本委員が言われるとおり、それぞれの家庭の違いというのはあるのですが、基本的にはまず家庭でこれを確認しながらやっていただくことで、まずは進めていきたいと思っております。

今のところ地域で取り組むといった考えはありませんが、やはり学校のみならず、その地域の中で一緒に考えていくということはとても必要であると思っておりますので、その辺りを大事に考えながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。

坂本委員

文部科学省への要望の内容は、もう出ているのですか。

山川人権教育・児童生徒課長

はい、10月10日の四首長懇談会の折りに、御報告の中に要望書が出ております。

坂本委員

それもまた出たら報告をお願いしようと思いましたが、10月10日ですともう過ぎてしまっていますね。

山川人権教育・児童生徒課長

はい、すみません。資料に付けようか考えておりましたが、本日はこの形にさせていただきます。

坂本委員

それにはどんなことが書いてあるのですか。例えばで結構です、時間の都合があるでしょうから。

山川人権教育・児童生徒課長

具体的なものが書かれているわけではなく、ネット依存への傾向を含めた子供たちのインターネット利用の実態を把握するとともに、今後のネット依存から子供を守るための効果的な方法について意見交換を行い共同で研究や検討を行ってきた、という内容です。

ネット依存症については国際的にもニーズが高まっており、神奈川県でも考え

ていかなくなくてはならない問題であり、是非、ネット依存に悩む本人、家族に対して情報提供、相談対応を行っていく、こういった世界共通の診断基準である、精神疾患の診断と分類の手引や国際疾病分類のいずれにも収録されていないことから、今後、効果的なネット依存対策に取り組んでいくため、次のとおり意見を表明する、とあります。

国において、ネット依存に係る世界共通の診断基準を早急に策定されるよう、WHO等、国際保健機関に働きかけるとともに、有効なネット依存予防策について検討し、モデルとなる対策を提示することということで、この検討について要望書を国に提出していくということでございます。

坂本委員

具体的には国際診断基準をつくれということですね。

山川人権教育・児童生徒課長

はい、そうです。

坂本委員

その前のほうは一般論ですから。そういうことを要望と言っているのですね。ありがとうございました。

今田委員長

ほかにありますか。どうぞ。

間野委員

今の世の中は、インターネットに依存していかないと生きていけないのです。それは当たり前だと思うのです。もう全てインターネットで、皆さんも使われていますね。依存することと依存症という、その病的な症状とは、やはりはっきり分けなければいけないわけで、インターネットを使うことが悪いことではないのです。これを使わなければ生きていけないので、依存症というところにやはり定義が必要だと思います。今回、私が驚いたのは、例えば5時間以上使っている子供が20.9%であることです。普通、子供の自由時間というのは一日どれぐらいあるのですか。つまり、通学の時間、学習の時間あるいは睡眠時間という、いわゆる生活必需時間を引いたものが自由時間となります。そのうち5時間以上利用していることですが、そもそも5時間もあるのだろうかと思ってしまいます。調査表を見ていないので分かりませんが、自己申告で数字を書かせたのか選択させたのか、それにもよるとは思うのですけれども。

もしこの5時間が多いという議論があるのであれば、例えば学習教材の利用を5時間ずっとしていたとしたら褒められるのですが、ゲームを5時間したら馬鹿と言われるわけです。ですから、何にどう利用しているのかということも実はあると思います。インターネットの利用時間が多いことは一概に悪いとは常に限らないのですけれども、一方でこれはもう少し減らしたい。つまり、子供に多様な体験をさせようと思うのであれば、自由時間の使い方と観点が必要だと思うのです。では、この5時間を3時間に減らして2時間にして何に使うのかと、その自由時間の場、使い方というのも含めて、そこはやはり考えていかないとはいけません。とにかく、インターネットはなるべく短く使えとか、そういうことではないと思うのです。

今の子供の生活必需時間以外のものを自由時間として、それは例えば運動部の活動とか、あるいは今、読書を進めているわけですので、そういう使い方も含めた子供の自由時間というのはどうあったら良いのか、もう少し広げた視点あるいはインターネットを使うことが悪いと決めつけず、どのように使ったら良いの

か、その依存症との境界等をもう少し広く考えたらどうかと思いました。  
以上です。

今田委員長           どうぞ。

山川人権教育・児童生徒課長           今の間野先生からお話がありましたが、基本的に横浜市の先ほどのリーフレットもそうなのですが、使わないということが前提ではなくて、どう有効に安全に使うかという視点の中でやっておりまして、今回この調査の在り方も何にどれだけ時間を使っていますか、という調査の書き方をしています。従って、子供たちが上位3つを使うとしたら何にどのくらい使っていますか、という形で今回時間を聞いておりますので、今の形でもう少し突っ込んでみると新たなものも見えてこようかと考えております。

また、中学生の生活で5時間以上使ったら、どう考えても12時を回ってしまうというところもあり、そこの辺りはやっぱり今後もぜひ考えていかなければならないと思っております。

坂本委員           この調査で、5時間という長時間使っている人は、明らかに睡眠時間を削っていると思うのですが、そうではないのでしょうか。そういうことをこの2ページ目で言っていると思います。ですから、もっと大事なことに使うべきという、間野先生がおっしゃったことも大切ですが、まず寝てくださいというのが一番大事なことだと思います。5時間しか寝ないで学校へ行って、その上に朝食をとらないで学校へ行ったらもぬけの殻です。この結果から、明らかに大変な依存症が出ています。ですから、これは本当にもう見過ごせないことなのです。そういう子がクラスにどのくらいいるのか知りませんが、そういう子を相手に先生が授業をしていたら、健全な子の世話ができなくなるので大変だと思います。ですから、この辺をもっと突っ込んでほしいと私は思います。

間野委員           「早寝早起き朝ごはん」というのが最近言われていますけれども、そういうものをもう少し徹底したらどうでしょうか。早起きしたら、多分、夜眠くなると思いますので。

西川委員           ちょっとよろしいですか。

今田委員長           どうぞ。

西川委員           先ほどのお話ではないですが、横浜の児童生徒たちだけがやっているということではないと思うのですが、やはりこれだけ傾向としてはあるわけです。そうしますと、このネットも使ってはいけないということではなくて、使い方を含めて、先ほどの暴力・いじめ、それから不登校、私はそれに完璧につながっていると思うのです。ですので、やはり今大きな課題というのはここではないかという感じがします。眠たくて御飯も食べていなくて、何か言われると「うるさいな」と言われてしまうような状況は打破しないと、先生方も本当に大変ではないかと思えます。是非何か対策を近々つくらなくてはならないと考えております。よろしく願いいたします。

今田委員長           よろしいですか。

坂本委員	全くそのとおりです。
今田委員長	では、いずれにしろ、貴重な調査を2つも御苦労さまでした。是非一呼吸置いて、この調査結果をどう生かしていくか御検討ください。
山川人権教育・児童生徒課長	はい。ありがとうございます。
今田委員長	ありがとうございました。御苦労さまでした。 それでは次に、平成26年度横浜市立高校第三者評価結果について、説明をお願いします。
小口指導部担当部長	指導部担当部長、小口でございます。よろしくお願いいいたします。 市立高校の今年度の第三者評価の結果がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。 今年度は4校の高校で訪問調査を行っております。 詳細につきましては、高校教育課長から御説明をいたします。
西村高校教育課長	おはようございます。高校教育課、西村でございます。よろしくお願ひします。 資料をおめくりいただきまして、全体の市立高校及び南高校附属中学校の学校評価を掲載させていただきました。市立高校・附属中学校ともに自己評価、学校関係者評価を行っております、各学校でホームページ等に掲載し、公表しているところです。それに加えて、本教育委員会といたしましては第三者評価という形で、ここ何年か続けているところでございます。今、部長から話がありましたが、今年度も4校の訪問調査を行いました。これについて本日御報告をさせていただきます。 資料をおめくりいただきまして、26年度の第三者評価の実施概要について御説明いたします。昨年度、御指摘いただきましたところがありましたので、本年度の実施部分については昨年度と若干変更させていただきました。 まず、1人の評価者が複数の学校を訪問することを原則にいたしました。それから、1校につきまして3人の評価者で訪問し、評価いたしました。それから評価者につきましては、25年度に学校でつくりました「自己評価書」「学校関係者評価書」、それから26年度の「学校経営計画」について、校長から主な重点項目の説明を受けた後、授業参観や衛生設備の観察、また教職員と生徒からのヒアリング等を通して評価いただきました。 なお、今回報告書がまとまりましたので、この後、第三者評価結果について公表いたしたいと思っております。 訪問調査校と日程でございますが、本年度につきましては、みなと総合高校、横浜総合高校、戸塚高校定時制、横浜商業高校別科に対して行いました。この4校はキャリア教育というような点で特色ある学校づくりをしているところでございます。同一の視点とはなりません、同じような学校を並べさせていただいたところがございます。来年度以降は、残り7校について、来年度と再来年度で第三者評価を行いたいと思っております。 第三者評価についての活用等につきましては、学校運営の改善、それからまた教育委員会事務局といたしましても、教育環境の改善に向けた必要な措置を講じ



ていきたいと思っております。

2の本年度の評価者でございますが、7名の方々にお願いしています。学識経験者、それから有識者といえますか、会社等、また教師等の学校関係者という3つの大きなくくりで7名を選ばせていただきまして、依頼したところでございます。

次の3ページから、各訪問調査校の評価を掲載しております。みなと総合高校、横浜総合高校、戸塚高校定時制、横浜商業高校別科の外側から見た風景を写真で入れさせていただきました。

まず、1校目の横浜市立みなと総合高校でございます。クラスは現在18クラスでございます。男女共学で全日制総合学科のクラスでございます。これにつきまして、教育振興プログラムの推進状況、教育活動の状況、それから学校経営の状況という、大きく3つの視点で評価をいただきました。

まず、最初の教育振興プログラムの推進状況の中で、『「選ばれる高校づくり」のための10の重点施策を推進していますか』というところですか、『「特色ある高校づくり」のための新たな使命達成に向けた取組を推進しているか』といった部門の評価、それから教育活動について、白丸を付けて肯定的な意見として捉えていただいたものをまとめさせていただきました。

それから、黒丸につきましては少し改善が必要、あるいは課題があるところでございます。また、星印もありまして、みなと総合のところでは、7ページに星印がございます。星印は、こういうところがこれから必要なのではないかという要望について、その視点で言っていたり書いていただいたものを取りまとめたものでございます。

このみなと総合につきましては、総合所見にもありますが、年々良くなって実行度が高まっているとか、特に国際交流プログラム、それから国際理解教育、これが意欲的に継続されて成果も上げているという肯定的な評価をいただきました。

またその中で、これは市立高校全体に言えるかもしれませんが、また総合学科の特色かもしれませんが、講義形式の授業も多い点で、もう少し対話型の授業やグループ活動、発表等を組み合わせた授業を望む意見もございました。これらについてはもう既に学校には伝えておりまして、学校で改善策を考えて学校経営をしているところでございます。

続きまして、8ページに横浜総合高校がございます。

この総合高校は移転いたしまして、非常に活動的な学校として一段と良くなっているという感想がありますが、全体といたしまして、三部制で定時制の総合学科として全国的にも特色ある高校だと思っております。クラスは一部から三部まで全部で現在34クラスでございます。生徒数1,192名が在籍しております。

ここにつきましても、例えば教育課程のところでは授業改善が必要だという所見が書かれてございます。これは個人の能力等の問題もありますが、現在学校で今年の春から検討し、学校設定教科『学び直し』を来年度から実施するというところでございます。そして今、ボランティアの学生さん等にも呼びかけている途中でございます。これらについて、教育委員会事務局といたしましても対応してまいりたいと思っております。

また、総合所見にも書かれておりますが、このキャリア教育の中でエンプロイアビリティ、つまり雇用能力と申しますか、そういうものの育成に向けたキャリア教育の充実に取り組んでいるとあります。学校長をはじめ、管理職中心の学校経営で効果的にその成果を評価していただいているところでございます。ただ、やはり三部制という問題がございます。依然として勤務体制の問題がある点も

指摘されたところでございます。

また、移転しましてまだ半年でございますが、これからまた教室の数や教員の数、生徒の選択希望とか、そういう課題については、これからクリアできるのではないかと期待しているところでございます。

続きまして、12ページの戸塚高校定時制でございます。今、市立高校には定時制普通科はこの1校しかございませんが、現在18クラスで4年生までおります。

「選ばれる学校づくり」にもありますが、キャリア教育推進の面ではまだまだということです。本市といたしましても産業カウンセラーを入れながら就職に関するカウンセリングを受けさせているところでございますが、12ページの黒丸にありますとおり、生徒自身にまだなかなか目的意識や意欲に課題があると見受けられるという御指摘もあります。

この辺についても学校でどこまでやれるかというところでありますが、もう既に戸塚高校定時制は『学び直し』の教科を一昨年から設定しております、だんだん成果を上げているところでございます。いろんな定時制がございまして多様な面がございますので、個々に合わせた指導をすることで、生徒が頑張っている様子は、どの教科でも見られるのではないかと思います。また御意見をいただければと思います。

ただ、一生懸命やっても、対応が個々の教職員の判断に任されているのではないかと、15ページの総合所見に、組織的な活動とは言いがたいという評価もいただいております。この辺については学校も課題と受けとめて、今年度にも生かせるところは生かすという形にするよう、学校へ伝えているところでございます。

16ページから横浜商業高校別科でございます。理容科・美容科を別科として置いております。これは2年間の学修で免許、国家資格を目指す学校でございますが、現在は4クラスで1年が2クラス、2年が2クラスでございます。154名の生徒が現在学んでおります。非常に高い目的意識を持った生徒たちの集まりでありますし、教職員も実習助手という職で、プロの美容師・理容師が教えておりますので、そういう意味では学校の目標に合った学校運営・経営がされていると思っておりますが、中学校を卒業してすぐに来ている生徒もおります。そういう子供たちの個の対応について慎重に検討してほしいという要望も、評価者から上がったところです。

また課題としては、高校の別科という扱いでございますので、全国的に就職は、高校生が会社を受けて、内示を受けると決まっております。それについて専門学校と同じような扱いですとか、大学等と同じような扱いにならないのかというところで、今、学校としても動いているところであります。総合所見の黒丸のところに「理容科の就職活動について、学校紹介が都内に比べて遅い」という御指摘があります。専門学校等と比べて遅くなっているため、行きたいところに希望したいのだけれど、希望できないということもあったということです。その辺については、高校としての位置付けですので非常に難しい問題ではありますが、学校とも調整しながら対応策を練っていきたいと思っております。

この形で公表したいと思っております。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。御質問等がございましたらどうぞ。

長島委員

先日、横浜総合高校にお伺いしまして、キャリア教育という観点で様々な専門学校であるとか、進路にかかわる子供たちへの展示をちょうど行っている日でした。キャリア教育の授業を受けるところも、とても素晴らしいと思って拝見して

きました。私はたまたま市立高校の評価にも何校か関わらせていただいたので、少しお話しさせていただきたいと思います。

総合高校においては三部制の難しさについてです。創立してもう12年でしょうか。5年6年ぐらい前でしょうか、子供たちが自発的にどうしてもサンバを取り入れた体育祭のようなものを開催できないか、やりたいという意味を持って、その時に生徒会と地域の方と学校での話し合いで自分たちの要望を叶えたということ、生徒会のリーダーズ研修会にお伺いした時に伺いました。ここに書いてあるように、生徒会の子供たちが積極的に動いたりしてもなかなか浸透しないところがありましたが、今回お伺いした時は子供たちの意欲的な姿がとても印象的だったのです。

ということは、子供たちが肯定的になっていて、学校に行きたいという心理や、将来に対して夢や希望を持つ機会が増えているのだなということを感じた学校が、少しずつ良い傾向に表れていると感じたことを思い出しました。

それと定時制ですけれども、本当に戸塚高校はここにも出ていますように、生徒数が404名で、1年生の131名が卒業する頃になると、半分までとは行かないけれども、減ってしまうところを、教職員の方々が131名全員が卒業できるように指導していただいていると思うのですが、登校時間の時に教職員の方が門に立って「おはよう」と言って迎え入れたりして、とても努力をされているのです。

けれども、夢を持って作業を進めさせる意欲を持っている中で、どうも組織的な活動とは言いがたいという評価が出てしまっているところは、やはりバックアップの体制に課題があって、輪番の教員だけでいっぱいであるために、こちらのサポートが足りていないのではないかと感じます。先生方は頑張っていますが、そこはやはり何年も前からの課題となっています。例えばいろんな生徒がいる中で、カウンセラーをもっと充実してほしいといった、いろいろな願いがある中で、その辺もきちんと適応されているのかということ、ずっと心配していたところです。そういう点も、組織的な活動に関わってくるのではないかと感じています。

同じ横浜の市立高校の生徒ですから、やはり差がないように育ててあげたいと思いますので、できることはきちんと事務局で対応していかなければならないのではないかと思います。

また、横浜商業高校の別科ですけれども、たまたま私が伺ったところばかり言うのですが、別科は本当に特別な学校ですから、講師の方々も割と限られていまして、新しい技術や最新の機器等をいろいろ取り入れていかなければならない中で、講師の方はすばらしい方なのですが、どうしても講師自体にも新しい風を入れていかなければいけないのではないかと少し思いました。その辺は人の配置です。どこまでできるかというのは難しいところだと思いますけれども、特別などころであるだけに、やはりそれなりに事務局側の対応も必須になってくるのかなと感じました。

西村高校教育  
課長

ありがとうございます。横浜総合高校は本当に地域とも一体でして、例えば弘明寺の商店街を清掃活動している写真も、そこに載せさせていただきました。生徒も学校の校舎がきれいだということもあるのかもしれませんが、非常に生き生きと、私も学校訪問をしているときに感じております。今、長島委員からお話しがありましたように、キャリア教育については学校全体で今取り組んでいるところではありますが、多分まだまだ改善すべきところもあるのだと思っております。

それから、先ほど戸塚高校、横浜総合高校も定時制ということで、スクールカ

ウンセラーのことについて長島先生からお話がありましたが、ここにつきまして  
も学校の要望に合わせまして、全校に1人ずつ入っております。横浜総合高校で  
は2日間行っておりますが、それではもう予算的に足りなくなってきた現実があ  
り、そこも事務局として対応するようにしております。

それから別科につきましては、国のJICE、日本国際協力センターから「カ  
ワイイ文化」として日本のいろんなものを広めるためカンボジアに生徒を派遣し  
てほしいとお話がありました。11月10日から横浜商業高校別科の生徒、理容科  
10名、美容科9名計19名が、カンボジアに青少年交流として派遣されることにな  
っております。これについては理容・美容の日本の本当の文化を子供たちに知っ  
てもらおうと、交流してまいります。先日、教育長から別科の生徒たちに言葉を  
かけていただいております。

以上でございます。

今田委員長

よろしいですか。どうぞ。

間野委員

大変な労力で、お疲れ様でした。評価結果については、このとおり第三者が見  
たままだと思うのですが、評価項目が学校によってばらつきがあるのは、これは  
何ででしょうか。

西村高校教育  
課長

校長が、重点的に取り組んだ内容を説明しました。その説明した内容についま  
して、評価をいただいたところでございます。「選ばれる学校づくり」の重点施  
策というのが平成22年に出した教育振興プログラムの中にございます。その中  
で各学校に対応するものがそれぞれ違いますので、どうしても観点が違ってくる  
ことになります。

以上です。

間野委員

実施したのが6月ですので、まだ教育委員会としてもそこまでいろいろな方針  
が出ていなかったのですが、組織運営というのでしょうか、つまり教員の多忙感  
とか働きがいというところにも重点を置いています。横浜総合高校などは、教職  
員が意欲的に論議に取り組める組織かどうかと聞いているのですけれども、他に  
は聞いていないところもありますので、それが校長先生に浸透していないのかど  
うなのか、そういう点を教育委員会としては今、最重要視している項目ですの  
で、来年以降、共通に聞いていただきたいと思えます。

それから、教職員の多忙感も含めてどれだけ生徒に向き合っているか、また、  
やりがい等を是非第三者に評価してほしいと思えます。

以上です。

今田委員長

よろしいですか。どうぞ。

西川委員

いろいろとありがとうございます。4校について、それぞれのキャリアの目標  
がしっかりとあって、その学校へ行ってみたいという望みがあって行っている子  
たちと、どちらかといえば戸塚高校校定時制の場合は、この学校だという希望がし  
っかりある子たちもいるとは思いますが、逆に他の学校がだめだったので、行く  
ところがないからここに来てしまったという子がいたとしても、その手  
当てをしなければいけないと思えます。学習のところで評価の先生方から所見が  
あったように、確かにそういうことがあるのだらうと思うのですが、やはり自  
分の将来の夢や目標を持たせるような計画も、学校の中でしなくてはけないのか

もしれないと思いました。また、評価の先生からの、これはなるほどと思う所見もありました。是非その辺を御指導いただけたらありがたいと思っております。

もう一つ、横浜総合高校の開校式におじゃまされたのですが、その後、やはりいろいろなお話がありまして、少し苦情もあったのですが、それはすぐにクリアされて、逆にものすごく地域の人が喜んでいてという話を聞きました。先ほど清掃活動の話も出ましたけれども、先生方の対応についても、大変頑張っているということが分かるお話も伺っていますので、お知らせしたいと思います。

今田委員長

よろしいですか。

では私から一つだけ。第三者評価を始めるに当たっては、いろいろな経過の中で出てきました。この報告もだんだん良くなってきていて、随分工夫されて見やすくなっていると思います。

今回、調査する学校の2ページのところに、26年度と今後、27年度、28年度についても書かれています。今年はこの視点で、共通で実施するのはこの学校ですというのがあると良いと思います。なかなか書きにくい部分があるのかもしれませんが、今年はこのことを主体的に評価したいという立場からこういう学校を選んだというのがあると、さらにこの第三者評価の結果を生かすことができると思います。先ほどの調査も含めて、今年はこの理由でこの学校を選びましたという部分があると良いと思います。

ですからその辺が少しありますと、見る人が見やすくなると思いますし、また、次に書く時にも総合所見のところをうまく生かしていけるのではないかと思います。

他によろしいですか。御苦労さまでした。

それでは次に、平成26年度実施の教員採用候補者選考試験最終結果発表について、説明をお願いいたします。

魚屋教職員人事部長

教職員人事部長の魚屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度実施いたしました教員の採用候補者選考試験の最終結果発表につきまして、教職員人事課長から御説明をさせていただきます。

小田教職員人事課長

教職員人事課長の小田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りいたしました平成26年度実施 教員採用候補者選考試験最終結果発表について、資料を御覧ください。こちらに基づいて御説明をさせていただきます。

本年度の試験は、7月13日に第一次試験を開催いたしまして、その後8月、9月と第二次試験を実施してまいりました。本日、最終合格者を決定させていただきます。発表となります。

概要を御覧ください。

今年度の合格者数は917名でございます。最終倍率は5.2倍となりました。昨年度が4.2倍でございましたので、倍率については上がったこととなります。募集人数が少し下がっておりますので、そこを心配してございましたけれども、受験者数は変わらず一定の倍率を確保できました。

校種別の合格者数で言いますと、小学校が581名、中学校・高等学校が251名、特別支援学校が52名、養護教諭が33名、合計で917名となっております。

試験実施の状況について、もう少し詳しくデータを載せさせていただきます。小学校は倍率が3.9倍、中学校・高等学校については教科別にも載せておりますが、受験者数等々のトータルで言えば8.2倍で、高いところで言えば家庭科の22

倍、社会科の11倍となっております。

本日、合格発表をさせていただきます。今後、採用前の研修等を経て4月1日に採用という形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

今田委員長

御苦労さまでした。

所管課から説明が終わりました。御質問等がございましたらどうぞ。

間野委員

合格して実際に採用の辞令を受ける人の割合、辞退する人は大体どれぐらいのものなのですか。

小田教職員人事課長

九州会場等を設けておりますので、そこからは辞退される方も多く、小学校区分で言うと、20%を超える方が辞退される状況になっております。

間野委員

それが見込みの合格者ということですか。

小田教職員人事課長

はい。そういうことでございます。

間野委員

例年不足して臨任教員等で手当てしなければならないようなことをなるべく防ぐのと、教員人事の年齢分布をできるだけ均等化していくという観点で質問しました。ありがとうございます。

今田委員長

では、私から一言。

恐らく、ここまでいろいろな御苦労があったのだらうと思います。それと合わせて、この中で最終的に来年4月に教壇に立っていく人がいるわけです。そうすると、採用までに11月、12月、1月、2月、3月とありますけれども、この間に先ほど少し話が出ました採用前研修について、御苦労が多いと思いますけれども是非頑張ってくださいと思います。この前、初任の教員たちに「皆さん、難しい試験を合格されたのです」ということを申し上げたのですが、4月までの間はやはり不安もあるし、ここでしっかり、良い意味での力をつけてもらうことが大事だと思います。有意義な6か月間になるようにお願いします。

小田教職員人事課長

私どももやはり、研修もそうなのですが、不安を無くそうと採用前の懇談会を開催させていただいたり、学校への訪問も計画したりして、その辺の不安を取り除いて元気に4月1日を迎えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

西川委員

一つよろしいですか。

今田委員長

どうぞ。

西川委員

この917名の合格者の割合のうち、大体で結構なのですが、横浜在住の方の割合はどのくらいなのですか。

小田教職員人事課長

横浜市の方は全体で354名でございます。あくまでも私どもがいただいているデータに基づいておりますので大体ですが、917名中、県外の方が55%、県内の方が

	45%という割合でございます。
西川委員	はい。ありがとうございます。
間野委員	よろしいでしょうか。
今田委員長	どうぞ。
間野委員	社会、数学、理科には高校コースもあって、そこにもかなりの応募者がいるということですので、まず安心しました。そして、合格者は大体1割ぐらいなのですけれども、実際に配置するのは2人とか4人であり、例えば社会であれば、12人合格して2人だけは高校に配置で、10人は中学校に配置されるわけです。これからの校種間の異動を考えた場合に、彼らもやはり知識とか技能とかモチベーションを、つまり高校に行けるようにどう維持するのかということに対して、何か特別な配慮等をされているのでしょうか。
小田教職員人事課長	この方たちが高校を希望している、高校で力を発揮したいということは私ども承知しておりますので、今後の人事異動で考慮していきたいと思っておりますけれども、まずは配属された中学校で存分に力を発揮していただきたいと思っております。
坂本委員	質問があります。
今田委員長	どうぞ。
坂本委員	一点目ですが、受験者から合格者を決めるのは、点数ですか。それとも必要な人数を上から採っていくのですか。
小田教職員人事課長	まず、必要人数を決めまして、あとは換算した点数で上位から採ってまいります。
坂本委員	例えば60点取った人、などというのは決まっているわけですか。
小田教職員人事課長	必要人数がございまして、上から採ってまいります。
坂本委員	上からですね。採用数が先に決まっていて、上から採るのですね。
小田教職員人事課長	はい。人数が決まっています。
坂本委員	はい、分かりました。 それからもう一点。倍率が高いということは、優秀な方が来ていると思って良いのですか。そうでもないのですか。
小田教職員人事課長	倍率的には、多くの方から選ばさせていただくことで、私たちがこういう方に来ていただきたいと思う方を選べると思っております。

坂本委員	過去のことを知っている皆さんの御経験から言って、倍率が高い時に入られた方とそうじゃない時の方とでは、どうなのでしょう。
小田教職員人事課長	なかなか難しい質問なのですが、一定の倍率を確保することが、優秀な教員を確保するに当たって大変重要な一項目だと思っております。
間野委員	合格ラインに変化はないのですか。
小田教職員人事課長	その年の必要人数により倍率が異なりますので、若干動きはします。
今田委員長	公の場面では、やや聞きづらい話ですが、何となくできの良い年とできの悪い年というのがスポーツの世界等でもいろいろあって、だんだん横浜市の教育の魅力が高まって、良い人が増えてきたという見方ができるのかどうか、プラスに解釈できるのかどうかを素朴に聞きたいのです。今年を他の年度と比べてみると、どうなのでしょう。
小田教職員人事課長	私もずっと見ているわけではないのですが、毎年の採用試験の様子や、その後の新採用の方への幾つかの研修の様子等を見ましても、それを受けてだんだん良くなっているということではございませんけれども、一定の水準を確保されていると思っております。しっかりとした方たちが来ているのではないかと考えております。
今田委員長	ありがとうございました。御苦労さまでした。 他に御質問等はございますか。どうぞ。
西川委員	事実かどうかちょっと分からない中でお話するのが申しわけないのですが、せっかく採用された職員が、現場に派遣されて間もなくリタイア、というケースを聞いたことがあるのです。やはり今田委員長がおっしゃったように、事前研修や、それから服務であるとか思いについて、やはり情熱を持ってやっていただけるような研修ができると良いと思います。せっかく赴任してこれからという時ですし、何かがあったこととは思うのですが、是非そういうことがないようにしていただけたらありがたいと思います。よろしく願います。
小田教職員人事課長	心がけてまいります。よろしく願います。
今田委員長	ありがとうございました。 それでは、御質問等がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。 まず、会議の非公開について、お諮りします。 教委第49号議案「第2期横浜市教育振興基本計画」に関する意見の申出について、教委第50号議案「横浜市三殿台考古館条例等の一部改正に関する意見の申出について」、教委第51号議案「横浜市立図書館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は事前に公開することにより議会の審議等に支障が生じる案件のため、教委第52号議案及び教委第54号議案「教職員の人事について」、教委第53号議案「職員の人事について」はいずれも人事案件のため、非公開として



よろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第49号議案から教委第54号議案までは、非公開といたします。次に、議事日程に従い、教委第48号議案「平成26年度横浜市指定文化財の指定について」、所管課から説明をお願いします。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

教育政策推進等担当部長の高倉でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、平成26年度横浜市指定文化財の指定について、御説明させていただきます。

裏面をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

提案理由でございますけれども、横浜市文化財保護条例に基づきまして、今年度は有形文化財3件、無形民俗文化財1件につきまして、横浜市文化財保護審議会から文化財の指定に該当するものと御答申をいただきましたので、横浜市の文化財と指定するためにお諮りするものでございます。

詳細につきましては、生涯学習文化財課長から御説明させていただきます。

石田生涯学習  
文化財課長

生涯学習文化財課長の石田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。今、お話させていただきましたように、有形文化財が3件、無形民俗文化財が1件ということで、5ページにございますように横浜市文化財保護審議会に諮問をいたしまして、7ページ、市指定文化財の指定について答申をいただいたところでございます。

この横浜市文化財保護審議会は、10月6日に開催され、審議が行われたところでございます。有形文化財の指定、無形民俗文化財の指定に該当する旨、意見の一致を見たということでの答申をいただきました。

内容につきましては、8ページにございますとおり、有形文化財が3件「木造観音菩薩立像」「曼荼羅本尊 日祐筆」「板曼荼羅 日祐筆」、そして無形民俗文化財としまして「鶴見川流域の廻り地蔵」の追加指定がございました。

それぞれの内容につきましては、9ページ以降に概要を付けさせていただいております。

また、11ページ以降の指定調書には詳細にわたる説明がございしますが、9ページ目の概要をもちまして、それぞれ説明をさせていただければと思います。

9ページを御覧ください。

市指定文化財候補の概要の一つ目は木造観音菩薩立像1軀で、平安時代後期のものがございます。港南区にあります光明寺に所有されておりました、高さが69.8センチと、そんなに大きなものではございません。概要にありますとおり、宝冠に化仏をあらわした観音菩薩像であり、浅い衣文の彫法などに平安時代後期の特色がうかがわれるということです。像容の改変も少なく、本市の美術史上、文化史上に貴重な遺品であると評価をされているものでございます。少し大きな写真が14ページにございますが、これが全体像の木造観音菩薩立像でございます。

二つ目、9ページに戻ります。

曼荼羅本尊の日祐筆1幅でございます。こちらは南北朝時代の康安元年のものでございまして、金沢区の上行寺の本尊で所有されております。日蓮宗寺院で広く用いられる曼荼羅本尊ということで、本品は六浦上行寺に伝わる最古の曼荼羅本尊であり、南北朝時代以降の地域の歴史を考える上で重要な文化財だということ

とでの評価をされているものでございます。

三つ目でございますが、10ページでございます。

板曼荼羅の日祐筆1面ということで、こちらも南北朝時代の応安3年でございまして、上行寺のものでございます。檜の一枚板の表面に、日蓮が創唱した題目曼荼羅を刻んでいるもので、いわゆる「板曼荼羅」というものでございます。署名あるいは年紀も刻まれておりまして、筆者や制作年も明確なものでございます。こちらも南北朝時代の六浦の在地社会の様相を伝える文化財として、非常に価値が高いということでございます。

四つ目でございますが、こちらは無形民俗文化財でございます。

昨年度も指定をいたしました「鶴見川流域の廻り地蔵」の一つに加えられるものとしての指定の追加でございます。保存団体は、池辺町八所谷戸自治会でございます。八所谷戸では古くから、37軒の方々が順次お地蔵さんを廻しているということで、迎えた家々で10日間置いて、「3」の付く日、3日、13日、23日の夕方に次の宿へ送るということでございます。台座裏あるいは台座背面に年紀等が書かれておりまして、このような例は今のところ鶴見川流域の他の地域には見られないものでございます。鶴見川流域という「地域の廻り地蔵」の歴史を考える上で貴重だということで、追加の指定をさせていただくというものでございます。

あともう一件、最後のページになりますが、29ページに参考に添付をさせていただいた資料を御覧ください。26年度の市登録地域文化財候補の概要でございます。こちらは教育委員会における決定事項ではございませんが、参考に紹介をさせていただきます。

旗本能見松平家の墓所（史跡）でございます。場所は、泉区にあります宝心寺というところでございます。宝心寺は鎌倉郡和泉村の領主である松平勝左衛門昌吉が浄土宗知恩院の末寺として再建したものでございますけれども、ここのお寺に松平家の5代（昌利）から15代（光哉）までの歴代の当主とその妻の墓石など21基（五輪塔を入れると22基）があり、「宝心寺の殿墓」と呼ばれているものでございます。御覧のとおり、非常に広い区画に塔が並んでおりまして、歴代の墓石が旧領地に一つの区画として守り伝えられてきたことが貴重であり、地域文化財としての登録を行うものでございます。

以上でございます。

今田委員長

ありがとうございました。

所管課から説明が終了しました。御質問等がございましたらどうぞ。よろしいですか。

では、特に御意見等がなければ、教委第48号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

以上で、公開案件の審議が終了しました。

その他、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

事務局から、何か報告事項はありますか。

伊東総務課長

次回の教育委員会定例会は、11月7日、金曜日の午前10時から開催する予定です。よろしく願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回の教育委員会定例会は11月7日、金曜日の午前10時に開催する予定です。別途通知しますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。

傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第49号議案「第2期横浜市教育振興基本計画」に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第50号議案「横浜市三殿台考古館条例等の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

今田委員長

ここで、1時間の休憩とさせていただき、午後1時30分から再開といたしたいと思います。

[休憩開始時刻：午後0時30分]

(休憩)

[休憩開始時刻：午後1時30分]

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を再開いたします。

教委第51号議案「横浜市立図書館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第52号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第53号議案「職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第54号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

今田委員長

本日の案件は以上です。

これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後1時58分]